

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

(平成一六年三月三十一日法律第二三号)

一、提案理由(平成一六年三月一七日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公的年金制度及び各種手当制度につきましては、国民年金法等の定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっており、平成十六年度においては、平成十五年の年平均の全国消費者物価指数が平成十年に比べ二・九%の下落となったことから、国民年金法等の規定に基づくと、これに応じてそれぞれの法律に定める額を減額改定することとなります。

近年の物価の下落に対しましては、平成十二年度から十四年度までの過去三カ年におきましては、公的年金等の額を据え置く特例措置を講じ、平成十五年度におきましては、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率でありますマイナス・九%を基準として年金の額等の改定を行う特例措置を講じました。

平成十六年度におきましても、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者等の生活に配慮しつつ、特例措置として、平成十五年の消費者物価の下落分でありますマイナス・三%を基準として公的年金等の額を改定することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

平成十六年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十五年の比率を基準として国民年金法等に定める額の改定を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十六年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一六年三月二三日)

衛藤晟一君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十六年度の公的年金及び各種手当の額について、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年の特例措置と同様に、平成十五年の消費者物価の下落分であるマイナス・三%を基準として改定することとするものであります。

……………（略）……………

両案については、去る三月十七日坂口厚生労働大臣及び提出者金田誠一君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、十九日に質疑に入り、同日に質疑を終了しました。質疑終了後、内閣提出の法律案について、日本共産党より修正案が提出され、城島正光君外四名提出の法律案及び修正案について内閣の意見を聴取しました。次いで、両案及び修正案について討論を行った後、採決を行い、城島正光君外四名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次に、日本共産党提出の修正案は否決され、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年三月三十一日）

国井正幸君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、平成十六年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十五年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定しようとするものであります。

委員会におきましては、特例措置による財政影響、基礎年金の水準の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して井上委員より、平成十六年度の公的年金等の額を平成十五年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、坂口厚生労働大臣より政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して大脇委員より、原案及び修正案に反対、自由民主党及び公明党を代表して遠山理事より、原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して小池委員より、原案に反対、修正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員より、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。